

． 3 ． 中央社会福祉審議会

生活扶助基準及び加算のあり方

について（意見具申） （58．12．23．）

第2次石油危機を契機とする長期の景気停滞のもとで、わが国の経済は、雇用機会や賃金上昇率の低下などの現象が顕在化しているほか、人口の急速な高齢化も進行しており、生活基盤のぜい弱な低所得者階層が増加する傾向にある。

一方、国家財政は、益々窮迫の度を加えており、限られた財源のより効果的な配分を確保するため、各種施策についての見直しが要請されているが、国民生活の最後の拠り所として要保護者の最低生活を守る責務を負わされている生活保護制度は、常にその基本的立場を堅持して、国民の付託に応えなければならないことは、改めて言うまでもない。

当審議会は、このような認識のもとに、生活保護制度の機能が、将来にわたり堅持されることを期待して、当審議会生活保護専門分科会において、現行生活扶助基準の評価とそれを受けた生活扶助基準改定方式のあり方、及び老齢加算等のあり方について検討を行ってきたが、このたび当面の問題についての意見が、一応まとまったので、ここに具申するものである。

1．生活扶助基準の評価

- (1) 生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民の生活水準との関連においてとらえられるべき相対的なものであることは、既に認められているところである。
- (2) 一般勤労者世帯のエンゲル係数が20%台に低下し、サービス関連支出が増大するなど、国民の生活水準が著しく向上した今日における最低生活の保障の水準は、単に肉体的生存に必要な最低限の衣食住を充足すれば十分というものではなく、一般国民の生活水準と均衡のとれた最低限度のもの、即ち家族全員が必要な栄養量を確保するのはもちろんのこと、被服及びその他の社会的費用についても、必要最低限の水準が確保されるものでなければならない。
- (3) このような考え方にに基づき、総理府家計調査を所得階層別に詳細に分析検討した結果、現在の生活扶助基準は、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準に達しているとの所見を得た。

しかしながら、国民の生活水準は今後も向上すると見込まれるので、生活保護世帯及び低所得世帯の生活実態を常時把握しておくことはもちろんのこと、生活扶助基準の妥当性についての検証を定期的に行う必要がある。

2. 生活扶助基準改定方式

- (1) 生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民生活における消費水準との比較における相対的なものとして設定すべきものであり、生活扶助基準の改定に当たっては、当該年度に想定される一般国民の消費動向をふまえると同時に、前年度までの一般国民の消費水準との調整がはかられるよう適切な措置をとることが必要である。
- (2) また、当該年度に予想される国民の消費動向に対応する見地から、政府経済見通しの民間最終消費支出の伸びに準拠することが妥当である。

なお、賃金や物価は、そのままでは消費水準を示すものではないので、その伸びは、参考資料にとどめるべきである。

3. 老齢加算等のあり方

- (1) 母子加算及び障害者加算は、母子及び障害者世帯の特別需要に対応するものとして昭和24年に創設された。また、老齢加算については、昭和35年の老齢福祉年金制度発足の趣旨と高齢者世帯の特別需要との対応から、それと同額が設定された沿革があり、同時に母子加算及び障害者加算についても、それぞ

れの福祉年金と同額になるよう改められたものである。

- (2) その後、各種福祉年金が大幅に改善され、基礎的生活需要に対応するものという性格が強まったことに対応して、当審議会生活保護専門分科会は、昭和50年に加算の取扱いについて意見のとりまとめを行い、その結果、老齢加算、母子加算及び障害者加算については、生活扶助基準にリンクし、かつ、福祉年金におけるそれぞれの相互のバランスを考慮して改定する、という現行方式が採用された経緯がある。
- (3) しかしながら、近年における国民生活の変化及び保護基準の改善等の結果、加算額の妥当性についての再検討が必要な事態に立ち至ったとの認識のもとに、当審議会生活保護専門分科会は、低所得世帯の家計に関する各種の資料を基にして、加算対象世帯と一般世帯との消費構造を比較検討した。
- (4) その結果、老齢、母子及び障害者の特別需要としては、加齢に伴う精神的又は身体的機能の低下、片親不在という社会的・心理的障害及び重度の心身障害等のハンディキャップに対応する食費、光熱費、保健衛生費、社会的費用、介護関連費などの加算対象経費が認められているが、その額は、おおむね現行の加算額で充たされているとの所見を得た。
- (5) よって、老齢、母子及び障害者加算については、その実質的水準が今後とも維持できるようにすることが必要であるが、これらの加算は特定の需要に対応するものであることから、その改定に当たっては、生活扶助基準本体の場合とは異った取り扱いをするよう検討すべきである。
- (6) また、医療機関や社会福祉施設に入院、入所する被保護者で老齢加算等の対象となるものにかかる食費、光熱費、保健衛生費、介護関連費などは施設の機能からみて、それぞれの施設でカバーされている面が少なくないこと、また、これらの施設における処遇水準が向上したこと等を総合的に勘案すると、これらの者にかかる加算については、在宅者の加算との均衡が図られるよう見直す必要がある。
- (7) なお、老齢、母子及び障害者加算以外の加算のあり方についても、今後検討すべき点が残されていることを付言しておく。

4. 生活保護の今後のあり方等

- (1) 今後の生活保護制度の運用に当たっては、不正受給の防止対策を徹底させるなど、その適正実施につ

いて特段の努力を払わなければならない。

(2) さらに、被保護世帯の大部分は、老齢、母子、障害者等のハンディキャップ階層であり、その割合は今後も増加すると予想されることにかんがみ、各世帯に対するケースワークの一層の充実を図るほか、近年その発展が著しい各種福祉サービス等の活用に

ついても積極的に推進する必要がある。

(3) なお、医療扶助については、種々の問題を含んでおり、また今後対象者の増加も見込まれること等にかんがみ、その適正な運営について一層努力する必要がある。